

情報通信審議会 情報通信政策部会

デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 第49回 議事録

1 日時：平成21年2月26日（木）17：30～19：00

2 場所：総務省 第一特別会議室

3 出席者（敬称略）

（1）委員（専門委員含む）

村井 純（主査）、浅野 睦八、雨宮 俊武、井川 泉、池田 朋之、石井 亮平、石橋 庸敏、今井 淨、伊能 美和子、植井 理行、襟川 恵子、華頂 尚隆、河村 真紀子、久保田 幸雄、佐藤 信彦、椎名 和夫、関 祥行、高橋 伸子、田胡 修一、田村 和人、長田 三紀、福田 俊男、藤沢 秀一、堀 義貴

（以上24名）

（2）オブザーバー

足立 康史（経済産業省）、川瀬 真（文化庁）、吉川 治宏（三井物産株式会社）、道井 隆之（住友商事株式会社）、元橋 圭哉（日本放送協会）

（3）事務局

小笠原コンテンツ振興課長

（4）総務省

小笠原情報通信国際戦略局長、山川情報流通行政局長、戸塚政策統括官、阪本官房審議官、吉田放送政策課長、吉田地上放送課長、武田衛星放送課長

4 議事

（1）技術検討WGにおける検討状況について

【村井主査】 それでは、ただいまから情報通信審議会デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会の49回の会合を開催させていただきます。

委員の皆様、お忙しいところをお集まりいただきましてどうもありがとうございました。本日欠席された委員、それからご出席のオブザーバーに関しまして、いつものように席上に配付した資料でご紹介させていただいておりますので、ご了承いただきたいと思います。

前々回にあたる、昨年12月の47回の親委員会におきまして、皆様にご議論いただきましたご意見を踏まえて、技術検討ワーキンググループでエンフォースメントの在り方の検討を進めてまいりまして、お約束した通り、本日、その検討結果をご報告し、議論していただ

くことが議題となります。

まずは、私がワーキングの主査を務めておりますので、私から議論の現状をご報告して参ります。

それでは、事務局から資料の確認をお願いいたします。

【小笠原コンテンツ振興課長】 議事次第を取っていただきまして、種類は2種類でございます。

「放送コンテンツ保護に係る技術・契約によるエンフォースメントの在り方」という2枚紙が本日の資料でございます。念のため、前回、12月22日に配らせていただきました資料を添付させていただきます。以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、技術検討ワーキンググループの検討状況について私からご報告させていただきます。その後、詳細に関して事務局から説明させていただきます。

昨年、12月22日の委員会で配付した資料を参考資料として配布しております。この資料を現在のB-CAS方式の改善案ということで前回ご提示し、委員の皆様から大変貴重なご意見をいただきました。その委員会以降、技術ワーキンググループを4回開催させていただき、本委員会でご指摘いただいた内容を一つ一つ検討してまいりました。

参考資料においてチップ方式、ソフトウェア方式と書いてあるところに関しまして、申し上げますと、特に右から2番目の課題と書いてある部分について、この課題をどのように課題としてとらえ、解決するための道があるかを議論してきたのが、技術検討ワーキンググループでの議論の概要です。

その結果が、本日お配りしている資料になります。基本的には、前提として現在のB-CAS方式が存続いたします。これは前回申し上げたように、既にたくさんのB-CAS方式の機器が出回っているからです。その前提をふまえた上で、追加的な選択肢として、地上デジタル放送のための受信の仕組みの中でこのチップとソフトウェアが出てくることを明確にしました。これは前回ご報告した内容と同様です。

それから、前回課題とされた部分について、検討状況を記載しました。それが新しい資料の右から2番目の部分になります。ただし、チップ、ソフトウェアの部分の選択肢の整理ということで、前回の委員会での指摘を踏まえ若干変更しております。新しい資料の2ページ目の(2)の概要を見ていただきますと、ここに非常に明確に、どういう責任か、どういう状況かを検討結果に従って変更してあります。この内容に関しては後で事務局から説明させていただきます。

本日の位置づけは、中間的な検討状況のご報告であり、委員会としては前々回に引き続きまして2回目のご報告となります。現時点における結論を示しているわけではありません。ワーキングでまとめた整理に基づいて、皆様からご意見をいただき、ご審議していただきたいというのが、今日皆様をお願いする議論の内容です。本日、また色々なご意見をいただき、それらを踏まえ、技術検討ワーキンググループにおいて議論をとりまとめる方向に持っていきたいと考えております。

それでは、資料の説明を事務局からお願いいたします。

【小笠原コンテンツ振興課長】 それでは、2枚紙の資料に基づきまして事務局から説明させていただきます。

冒頭、「利用者に対して選択肢を拡大」という枠囲みのことを再掲させていただきました。今ご説明ありましたとおり、これはB-CAS方式ということが存続する、それに並ぶ新たな選択肢を追加するというを基本として検討しているということ、念のため再掲しております。

そして、この選択肢の拡大という中で、前回の選択肢を2つ、明確に性格の違いで分けまして、1つは現行のB-CAS方式で用いられている技術と同様の方式をとる、かつ、カードの存在も前提とするというやり方。それを(1)ということにいたしまして、2枚目、(2)ということについては、これは有料放送とは異なる、つまり、現行のB-CAS方式とは異なるということを明記した上で検討したということをはっきりと記載いたしました。

まず1枚目の、カードということ前提とした、現行B-CAS方式と技術的には同様の方式ということでございますが、これは前回、様々なご指摘をいただきました。ただし、例えば事前実装というところについて言えば、カードにかかわるストレス、要はカードということが別に同梱されてきて、その取扱いということを一応知っていないといけないという、そういったたぐいのストレスに関しては一定の効果が見られるのではないかと。

そんなこともありまして、今の時点では選択肢から落とす必要はないということで、技術検討ワーキングでの検討状況というところをご覧くださいますと、1つにはメーカーの商品企画の自由度ということ。それから消費者の選択拡大ということ。そういうこともあって、まず小型化という選択肢は引き続き選択肢の一つとして検討すると。実際にノートパソコンとか携帯電話、それからポータブル機器、車に搭載されている機器、そういったことに使うときには、やはり小型であったほうが良いというメーカーさんからのニーズもあるのではないかと。そういった意味から、選択肢として引き続き検討という扱いにさせていただいております。

ます。

事前実装につきましても同じでございます、商品企画の自由度、消費者の選択肢の拡大、それから先ほど申し上げたような、カードのストレスという観点から見ると一定の効果の可能性もあるということ。それから、ノートパソコンとか浴室のテレビ、あるいは車載機などのニーズ、そういったことがメーカーさんから出てくる可能性もあるのではないかとということで、選択肢の一つとしては引き続き検討するという、今の段階では残しておいてはどうかということでございます。

なお、事前実装につきましてはいくつか検討すべき課題も残っております。例えばクリック契約とか、あるいはシュリンクラップ契約という言葉が出てまいります、利用者の方々に対してカードに関する情報提供をどういうふうに行っていくか。現在のシュリンクラップのように、入っている袋を破いた段階で様々な関係が発生するという方法。あるいは、クリック契約と書いてありますとおり、受信機が立ち上がったときにいろいろ情報が映し出される、それを見たということを確認いただく。若干、情報提供のやり方が変わるということでございますが、その際、関係者がどんな役割分担をしていくのかなど、多少詰めておくべき課題も残っておりますが、ワーキングレベルで検討すべき課題であるということがあれば適時検討いたしまして、結果は委員会にまた報告をさせていただくということでございます。

それでは1枚めくっていただきまして、チップとソフトウェアというところについてのご説明をさせていただきます。前回からかなり追加した部分、及び、整理を変えましたのはこのページでございます。先ほど申し上げたとおり、このページに書いてあることは、現行のB-C-A-S方式とは技術的には異なる、従いまして有料放送とは異なる技術的な方式であるということは前提としております。

ただ、前回いろいろいただいたご指摘の中に、今回の資料では備考の2つ目の箱の一番下に書いておりますが、技術的な透明性というところについては、その重要性を指摘するご指摘が続いたということに鑑みまして、この2つの選択肢については、まとめ方として、「コンテンツ保護に係るルールを遵守する者のすべてに対し、『RMPに係る仕様』の開示を制限しない」、そういうコンセプトを明記いたしました。今は地上波に関わるコンテンツ保護ルールはダビング10ということになっておりますが、それを遵守する者のすべてに対して使用解除を制限しない、そういう基本的なコンセプトをまず明示いたしました。

それで、開示された仕様を、開示を受けた、例えばチップメーカーや受信機メーカーの方がそれをどういう形にするかということは、これはチップの場合もありましようし、ソフト

ウェアという形で組み込む場合もありましょうし、受け取ったそれぞれのメーカーのご判断で、当然いくつか手段として違いはあるだろう。しかしながら、それは手段の違いであって、選択肢として最も大事なことは、ルールを遵守する者のすべてに対して仕様が開示されるということではないかということで、こういったまとめ方にさせていただいております。

従いまして、チップについては、いろいろな鍵を配布するライセンス管理会社、これは必須になるわけですが、コンテンツ保護に係るルールを守ります、かつ、コンテンツのルール遵守を約束します、そういう受信機メーカーに対して自分のつくったチップを供給します、そういう条件を約束されたチップメーカーに対しては必要な仕様は開示します、それでチップの製造を許諾する、そういうことを基本的な枠組みとするやり方。それから、ソフトウェアについては、同じくライセンス管理会社があったときに、コンテンツ保護に係るルールを守りますという受信機メーカーに対して、直接コンテンツ保護に係る仕様を開示していく。やり方としては2つともありうるでしょう。ただ、チップの形にされるにせよ、ソフトウェアの形にされるにせよ、いずれの場合にしましても、ルールを遵守すると申し出た者に対しては、基本的には仕様を開示するという点においては変わらないということでございます。

ただ、チップという形にせよソフトウェアという形にせよ、受信機の部品として組み込まれますので、ここは今のB-C-A-S方式とは扱いが異なってくるということでございます。いずれにせよ、チップとかソフトウェアという組込みで受信機に入れば、視聴者の方々としては、受信機を購入してくれば、アンテナ接続やチャンネル設定ということを行えば、そのまま視聴することができるという点は同様でございます。

いずれにせよ、約束を守るというすべての者に仕様が開示されるわけですから、前回、ご指摘を受けました技術的な透明性という点では、向上が期待できるのではないかとということでございます。

次に、前回課題ということでお示した点についてでございます。ライセンス管理会社、チップの製造者、受信機メーカー等の関係者の間でこういった技術方式をとっていくのか、それぞれの役割あるいは役割に応じた責任、それをどう考えていくのか、そういうことについてそれぞれ議論が行われました。

まず、今申し上げたような関係者の役割あるいは役割に応じた責任ということについて、どう考えていくかということでございます。そこで、技術検討WGの検討状況ということをご覧いただきたいと思っております。

まず、これは一般論として当然のことでございますが、エンフォースメントということは技術と契約、と申し上げておりますとおり、ライセンス管理会社とチップメーカー、あるいはライセンス会社と受信機メーカー、さらにはコンテンツを送信する放送事業者、その間の契約ということで実行されます。したがって、契約当事者に入ってくる放送事業者、受信機メーカー、チップ製造者、あるいはライセンス管理会社、そういった契約当事者がそれぞれ責任を負っているわけございまして、契約をエンフォースする、契約の条項を守らせるということに関していえば、合理的な範囲で一定の契約責任が問われるべきではないか。これは契約に入っている当事者である以上は当然のことと考えられるわけでございますが、ただ、契約違反といったときに問われる責任——例えば損害賠償責任ですとか契約解除など、そういったサンクションの範囲については合理的なものである必要が当然あるだろうということでございます。

ちなみに、ここで契約違反云々と言っておりますが、具体的な事例としては、例えばダビング10というルールを守った受信機をつくりますと申請してきたのだけれども、実はまったくそのルールを守らない機器をつくっていたとか、ライセンス管理会社から鍵の配布を受けたチップメーカーや受信機メーカーが、やや言い方は微妙になりますけど、自分の責任の下で鍵を漏洩させてしまった、そういった場合に一定の要件を満たすと責任を問われる場合ということもあるだろう。そういった場合を想定しまして、契約当事者の責任がある場合、契約のエンフォースメントとして契約責任が問われるべきではないかと書いてございます。

ただ、先ほどから契約当事者という言葉を繰り返しておりますが、コンテンツ保護方式に関しては、ここに書いてあるライセンス管理会社以下、本当の契約当事者以外に、当然ながら、そのコンテンツ保護の仕組みを破ろうとする第三者ということを考えておかなければいけないと。じゃあ、そういった悪意の契約当事者以外の第三者に対してどう対応するかということ、これは当然考えておかなければならない話でありまして、これは後ほど※印として下に記載したところで説明をさせていただきます。

それぞれの関係者の基本的な役割と責任ということについては、今申し上げた、契約ベースで考えていくべきだろうことでございますが、それでは技術方式ということについてはどのように考えていくかということでございます。これはコンテンツ保護ということございまして、基本は放送波をスクランブルする、放送波を鍵を用いて暗号化するということを基本にして考えておりますので、当然ながら命になる鍵が漏洩した場合、どのように対処するかということの基本として、どんな技術方式がよいのかということを考えることになるわけ

でございます。

ごく基本的なことを申し上げれば、技術方式としてここに書いてある鍵ということについては、おそらく3種類の鍵を考えるということ想定するのだろう。まずは、放送波を暗号化するわけですから、暗号化することに関する鍵がまず1つ考えられる。それから、ライセンサーが、それぞれ受信機メーカーあるいはチップメーカーに配布する鍵、つまり受信機に組み込まれる鍵というのが2つ目の鍵として考えられるだろう。それからもう1種類、これは放送波として送信されるわけですが、鍵、つまりスクランブルをしているときに使われる鍵を送るコンテナということが概念的には考えられますが、その鍵を運ぶコンテナの扉を閉じておく鍵、これを3種類目の鍵として、逆に言えば、送信する放送事業者側からある程度変更が可能な鍵として、3種類目の鍵を考えておく必要があるだろうということで、今申し上げた、スクランブルに用いる鍵、受信機にそれぞれ組み込まれる鍵、それからスクランブルのための鍵を運び込むコンテナに鍵を掛けておくための鍵、そういった3種類の、言ってみれば3層鍵といったような方式を基本として考えてはどうかといった議論が行われました。

そういった技術方式を前提とするのでございますけれども、問題は、どんな技術を使うにせよ、一番下の「○」のところに書いておりますとおり、どんな事態が起こるにせよ、善意で受信機を購入され、使っておられる利用者に対しては悪影響は決して及ぼさない、そういう観点でいろんな対応を検討していくべきであろうという点については、まったくご異論は見られませんでした。

したがって、とりあえず今申し上げた3つの種類の鍵を想定した技術方式ということを前提として考える。それから、その技術方式をどう運用していくにせよ、必ず善意の利用者には決して悪影響を及ぼさない。一度善意で受信機を購入された方が、後々別の要因で、つまり利用者の責めに帰すべき事由が全くないにもかかわらず悪影響を受けない、そういうことは基本として検討していくことが必要だろう。その点についてはまったくご異論はございませんでした。

しかしながら、今申し上げたような技術方式、それからその技術方式の運用の前提として、善意の利用者に対しては悪影響を及ぼしてはいけない、そういったことを考えていきますと、先ほど※で後ほど申し上げると言ったところに、多少説明が必要になってくる部分がございます。ここについても技術検討ワーキングではかなり突っ込んだご検討をいただきました。

すなわち、先ほど契約当事者の外にいて契約以外の第三者であって、鍵を何とか盗もうと

する、あるいは鍵を何とか抜き出して自分で自由に使おうとする、そういった方の存在というのは考えておかなければいけないということでもあります。そうすると、そういった第三者というのは技術と契約の外にいるわけですので、技術と契約でそういった人に何らかの義務を負わせよう、つまりエンフォースメントしようとしても、これは極めて難しいということになります。しかしながら、コンテンツ保護を議論している以上は、そういった技術・契約ではカバーできない第三者がとる行動に対しても何らかの対応を考える必要があるのではないかと。契約外の第三者に対する対応でございますから、現行制度ということを含めて何らかの制度的な対応を検討することが必要ではないかということでございます。

その点についてどんなご議論があったかということ、簡単に2つの「・」で紹介しております。契約当事者ではない第三者に対して、技術・契約によるエンフォースメントがまったく効果がないかということ、そんなことはないということでもあります。今申し上げたような、特に送信側からコントロールできる鍵ということ想定して技術方式を考える以上は、漏れてしまった鍵は送信側から使えなくすることは、当然、技術的には可能なわけでありまして、その意味では一定の効果は期待できるということでもあります。

ただし、今議論している対象である、特に地上デジタル放送のような基幹放送、つまり、基本的にはあまねく視聴者すべてが受信できることを想定する、つまり5,000万世帯、最終的には1億台、そういった台数の受信機を前提として考えるのであれば、今申し上げたような鍵をいろいろコントロールすることによって対処するというやり方が適した方法かということ、必ずしもそうではないのではないかと。つまり、5,000万世帯、1億台、そういう単位の方々にはいかに放送波で効率的にできるとはいつても、それぞれ1億台程度の数が滞りなく、1回、2回の放送ですべて技術的に同じように切り替わるかということ、なかなか難しいことではないかと。そういったことを考えると、技術的には可能であっても、地上デジタル放送のような、対象としている数が非常に多く、しかもその受信機をお使いの利用者の方々に絶対に悪影響を及ぼさない、そういう運用というのは非常に難しいのではないかと。ということでございます。

そうなってくると、適正な手続きを踏まないで鍵を不正に取得して、それを使って受信機をつくり、それを販売するという契約当事者以外の者については、これは契約外での行動ですから、制度的な対応を、現行制度の対応も含めて検討しておくべきではないかといった議論が行われたわけでございます。要は、善意の受信者・利用者の方々に影響を及ぼさず、しかしながらコンテンツ保護の実効性ということを担保するために、それぞれの関係者がどう



いった役割や役割に応じた責任を果たしていくかということについて、今申し上げたような議論が行われたところでございます。

従いまして、今ご説明したような問題の所在と、それぞれ基本的な線としてどういうふうを考えていくかということについては、大筋、今のような議論が行われまして、整理は可能というふうには考えてはおりますが、ただ、引き続きさらに具体化をしていく必要があるのではないかとございまして。

概ね議論の経過としては以上のとおりでございますが、先程先生がおっしゃったとおり、今日のご報告は、12月22日に提示させていただいた選択肢について、それぞれ課題と提示されたことについての技術検討ワーキングでの議論をご紹介し、それについて委員からのご指摘を賜るという2回目の段階でございます。中間報告は2度目でございますが、以上のようなことについてご意見を賜れば幸いです。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。今ご説明いただいたように、どういう時に、何が起こったら、ということが多角的にイメージして、技術的に議論をし、その結果をここでお示しました。

多角的にイメージすると言ってもまだまだ分かりにくいところもあるかと思えます。例えば、小型化や事前実装についてのイメージは、具体的な例が少し出ていましたが、携帯電話、浴室テレビなど初めからB-CASカードが組み込まれているものが商品として出てきた際、シュリンクラップでカードを差すのが非常に難しいケースがあります。他にも例えば地上デジタルテレビが搭載されている場合、車がディーラーから納品されてエンジンのスイッチを入れた時に地上デジタル放送の機能が作動するように設定するとすれば、事前実装や小型化が必要となるケースが実際に生じます。そうした時にどういう形のスタートアップをするのか。例えば、携帯電話ショップで買った時に、その場でSIMのチップをお店で入れてくれますが、この場合はディーラー実装のような形になります。このように具体的なバリエーションを議論して、そうした中でどのようなことが起こりうるのかが、前半の小型化や事前実装の部分です。

後半のチップとソフトウェアの部分も、台数が最後のところに出ていましたが、広く普及するであろうチップとソフトウェアに対応した無料デジタル放送受信機の鍵が盗まれた場合、放送局側の電波の側で不正利用を止めるとなると、盗まれた側、つまり善意の一般ユーザーに被害が及ばないように事前に手を打ってからそのプロセスを踏まなくてはならないということになりますが、対応にかかる時間などを含め、具体的なフィージビリティ、つまりどの

ぐらい対応可能かについてかなり詰めた議論を行った結果として、このペーパーができあがっています。

私から、または事務局がご説明したことを含めまして、技術検討ワーキンググループからのご報告は以上です。技術検討ワーキンググループに参加されている委員の方が何人かいらっしゃいますので、補足があればお願いいたします。関さん、いかがでしょうか。

【関委員】 大きく分けると、現在のカードの小型化と事前実装、それからチップ、ソフトウェアということに関して、ずっと検討をしてきたということが言えると思います。とにかく今、この課題のおおもとは地上デジタル放送の普及という観点でございますので、それは再三私も申し上げてきましたけど、視聴者への選択肢の拡大といいますか、それから利便性という観点、それがやっぱり一番大きな課題であると。同時に、当然のこととして、やっぱり放送事業者としては権利者の皆様の意見というの大きな基盤として考えていかなきゃいけないということで、色々な方法をこれまでも考えてきたのだらうと思います。

その第一歩といいますか、大きくは半分ぐらいを占めるのですが、その中で、この前の中間答申にありましたように、技術・契約によるエンフォースメントの在り方に関する改善策といいますか、そういうことに関してとことん考えろということで検討してきて、こちら辺のところまで絞られてきたんじゃないかと思っています。

まず、1枚目のほうなんですけど、全体を通して色んなご意見というのは2枚目のほうにかなり力が入っているといいますか、そちらのほうが何となく好ましいというようなニュアンスにはなっている感じがするんですけど、かといってどれを選んでどうしていくかということには一定の時間がかかるということで、少なくとも1枚目のほうの現行B-CASの改善ということに関しましては、今、手がつけられる、全部が決まるまで待てないことで、今利便性が上がっていくというようなことで色々な利点があるんだったらやっぱり手をつけようということで、特に小型化に関しましては現在、それに関する実際の技術的な運用、技術的な規格といいますか、それと運用に関して検討中でございます。

それから事前実装に関しましては、事務局からもご説明ございましたが、ノートパソコンとか携帯電話、浴室テレビ、それから車載ということのニーズの可能性というのは、これまでもこういう受信機を出すメーカーさんとの話の中で、一定のニーズがあるということもございまして、特に利便性という観点から見ると、課題としてシュリンクラップの問題はありますが、逆に視聴については、そのまま設置すれば視聴することが可能ということで、そういう観点からも、これについても引き続き検討をしていく必要があるだろうと感じています。

さっき言いましたように、何となく力が2枚目寄りにだんだん来ているような気もするのですが、チップ、ソフトウェア化に関しても、このワーキンググループのほうでも検討をしてきました。その要点に関しましては事務局からご説明されたとおりなのですが、当然のこととして、1枚目のB-CASカードの改善ということに関しては、とりあえず放送事業者の送出側としては基本的には今のB-CAS方式のままでございますので、送出側として装置の改修ということは必要ないんですが、もし2枚目のようなことを選ぶとなると、当然のこととして、かなりの送出側の改修ということも必要になってくるかと思えます。ただ、だからといって2枚目のほうでのこれからの議論を拒否するつもりはございません。まだ具体的な技術論というところには至っておりませんが、この委員会の方向づけがそういうことでありまして、そこは具体的な技術論も含めて、どう実現するかということに関して検討をしていきたいと考えております。

ただ1点、特に2枚目のほうを選択しますと、技術方式において鍵の漏洩ということがどうしても出てきます。そのために一番下のところに書かれたと思いますが、それに対して、いわゆる契約当事者以外の方が不正な受信機をつくったときに対してどう対処できるかということでは、今のB-CASの方式もそうなんですけど、まったく技術的にできない訳ではないんですが、本当にそれが5,000万世帯、1億台というようなところにいったときに実際にそれができるかということでは、技術的にできない訳ではないんだけど、実効的には不可能に近いというふうにも思っています。

そういう観点からは、ここにも書かれていますが、何らかの制度的な対応というものがどうしても必要になってくるのだらうと思えます。技術というのは完璧ということはありませんので、特に制度的な、補完といいますか対応というのを検討する必要があるだらうと思っておりますし、そうでなかったら、技術的エンフォースメントだけで完璧にするということとは不可能だらうと思っております。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。同じく参加されていた藤沢委員、いかがでしょうか。

【藤沢委員】 繰り返しになりますが、私も視聴者の皆さんの理解を得ることが最も重要なことだと考えています。これまでこの委員会でも各委員の皆様からご意見が出されていましたが、そうした意見を踏まえて、私も技術検討ワーキンググループに参加するに当たりましては、エンフォースメントというのはそもそも何のためにどういうことで必要だったのかということに立ち戻って、あるべき姿をおさらいしながら、ある特定の方式に偏るようなことのないように、できるだけニュートラルなスタンスで検討に参加させていただいたつも

りです。村井主査をはじめワーキンググループメンバーの皆さんも、ニュートラルなスタンスということであると同じような気持ちで取り組んでこられたのではないかと思います。

前回、メーカーの委員の方からも意見があったと思いますが、我々放送事業者といたしましても、多様な受信機を実現するため、本日の資料にあるような選択肢の拡大ということは、デジタル受信機普及を促進するという我々の立場からも必要不可欠と考えております。ひいてはそれがユーザーの皆さんにとっての選択肢の拡大や、市場における競争原理につながるはずであると考えています。

今後、こうした検討を踏まえて民民で実際の運用の検討が行われる段階になろうかと思えますけれども、この委員会で指摘されたご意見や要件を踏まえて、具体的な方式や運用ルールというものが策定されていくべきであり、私たちもそういうふうにしていく必要があると考えております。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。同じくご参加されていた田胡委員いかがでしょうか。

【田胡委員】 3番目なので、もうほとんど言い尽くされていますので重なるところがあると思いますが、やはり受信機メーカーとしては、地上デジタルの関連機器の普及の観点から、選択肢が増えるのは大変いいことで、歓迎すべきものだと思っております。

後は時間軸の話でありまして、これは関委員もおっしゃいましたように、カード方式——現行B-CASをベースにした小型化、これは既にARIBでやられておりまして、これでも一歩進んだものになるんじゃないかと。さらに事前実装方式ということは、時間軸的にもかなりスピード感を持ってやれるんじゃないかなと。一方、然は然りながら、B-CAS方式は、物理的に小さくしてもやはりカードが入りますので、例えば薄い、小さい受信機の商品企画をやっていると、どうしても物理的な制約があるということで、B-CAS方式とは異なる新しい方式あるいはチップ、ソフトウェア——特にソフトウェアは物理的に制約がゼロになりますので、こういったものを前向きに引続き検討して、最終的には、ここにも書いてありますように、善意の受信者といえますか、いわゆるお客様に迷惑をかけないような仕組みにどのようにやっていくかというのが、最後の大きな課題になろうかと思えます。技術は完璧ではないというのも事実ですので、できる範囲でいいので、技術を優先しながら、必要なものはどうやって、言ってみれば悪い人を叩くかというような議論が必要ではないかなと思っております。

いずれにしても、まずはやれるところから早めにスタートしながら、最終的にB-CASとは異なる方式を、早々に方向を決めて民民で議論をすべきだなと思っております。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは議論に入っていただきたいと思います。まずは河村委員、お願いいたします。

【河村委員】 まず最初に質問したいのですが、2ページ目の「現行B-CAS方式と異なる方式（有料放送とは異なる方式）」のソフトウェアの全体の図なんですけれども、これは地上デジタル放送に関して地デジチューナー、地デジ専用機に関してのものだという考え方で正しいでしょうか。これは誰にお聞きすればよろしいのでしょうか。

【村井主査】 はい。どなたかお答えいただけますか。

【関委員】 有料放送とは異なるというのは、なぜそういうふうに書いてあるかということ、2枚目のほうというのはどこかで、さっき言った技術の完璧性という観点から、何らか漏れてしまうということは非常に危険だと思っていますので、そういう意味で、そちらのほうから漏れたので、有料放送とまったく同じ方式を使っていますと有料放送のほうが完全にそれでやられちゃいますね。そういう観点で、異なる方式ということでこれは書かれています。という意味で、まず、スタートは地上専用といいますか、地上のRMPに対してということを考えています。

【村井主査】 つまり、イエスですね。

【河村委員】 まったくもって不十分だと思いますね、地デジ専用機の話をごんな風にしても。

技術と契約によるエンフォースメントの世界でいうなら、消費者から見て一番よいと思うのは、新たな選択肢を三波共用の世界にも用意することが一番望ましいと思いますが、今みたいに有料放送は漏れると大変だとおっしゃるのなら、BSも含めて無料放送に関してはB-CASを使わないこともできる新たな選択肢が用意されるということが、条件としては必要ではないかと思います。私自身、デジタル化をまだしてないんですが、パラボラアンテナを持っていて無料のNHKBSをよく見ておりましたが、一方、有料放送を見るような時間をもつつもりは全くない訳です。ですから、BSと地上の無料放送に関しての商品企画の自由度が向上して色々選択肢が広がりましたら、私は喜んで無料放送だけのチューナーを積んだものを買いたいと思っている一人ですし、私のような考えを持っている方はたくさんいらっしゃると思います。もともと有料放送のチューナーまで買わなきゃいけないような選択肢がほとんどだということが問題だと思います。その上で、もちろん、より自由度の高い、透明性の高い方向で選択肢を用意していただきたいと思っています。

また、枠外に書いてあることまで話を進めると、技術と契約じゃない、基幹放送という面から見ましたら、制度的な、技術と契約を使わない考え方、方式というのも選択肢として

残しておいていただきたい、検討を続けていただきたいと是非思います。恐らく制度的なエンフォースメントというのは、聞きますところ、アメリカがオバマ大統領にかわって、もしかしたらこの方式を取るかもしれないと言われているものだと思うんですけども、ただ、アメリカの場合は保護技術の内容が全然違いますよね。恐らく米国では制度的エンフォースメントを採用するにしても、保護技術の程度はE P Nだと思います。その場合、商品の仕様も、私はよくはわかりませんが、恐らくダビング10というようなものよりずっとシンプルなものになり、制度による機器の仕様の縛りの程度も弱いものになるのではないかと思いますので、制度でやるという場合は、そういう方向性を模索するのがよいのではないかと考えております。

もっとさらに、夢のように消費者の意見として言わせていただければ、エンフォースメントのない世界というのも十分に可能だと私は思っております。そもそも日本以外のほとんどすべての国と聞いておりますが、無料放送に関してはエンフォースメントがないという訳ですから、それが一番消費者にとって選択肢の広い、一番消費者の権利が守られていると。この間も申し上げましたけれども、2011年に向かって混迷は増すばかりです。停波に向けて、どんどん国民の生活は苦しくなっています。ブルーレイディスクなどが買える方々などはいいんですけども、本当にテレビだけ見たい方たちのことを考えたら、こんなことが全テレビに強制されているというのは本当に消費者の権利の侵害だと思っております。エンフォースメントをなくしてダビング10を守る方法があるのかを考えるか、それとも、さっき言ったようにもっとシンプル化した保護技術を、今、現実にはどのような被害が消費者の録画行動によって起こっているかという調査をした上で探る可能性もあるかもしれません。もっと自由な世界を設定することだって、他の世界がそうであるように、できるのではないかと思っております。以上です。

【関委員】 すみません1点だけ。もともとこの検討は、地上デジタル放送における、ということで検討が始まっていますので、先ほどのようなちょっと回りくどい言い方をしましたが、その技術がどれになろうと、三波受信機で使えないことはないと思っています。地上だけしか使えないということはない。そういう意味で、RMPに使える方式という観点です。まずは地上でということ考えて、それはそのままRMPとして基本的には使えると思っています。基本的に、と言うと、何かはっきりしないと言われるかもしれないけど、そういうものだと思います。

【河村委員】 基本的には使えるけれども、言葉の中に何か困難性があるというふうに私にはすご

く聞こえてくるのですが。

【関委員】 それはありません。

【河村委員】 わかりました。

【村井主査】 私の理解が間違っていたら、関さん、補足してください。地上デジタル専用の機器ができた時に、現在行っている検討は、こういう方式が技術的に可能だという検討と、それから、この方式が将来有料放送に使えないということではなく、今の段階でB-CASが現存しておりそれを使っている有料放送もあるので、それが影響を受けたり、使用できなくなったりしないようにという配慮の中で、技術検討していたと理解しています。よろしいでしょうか。

それでは、長田委員、お願いいたします。

【長田委員】 初めに質問というか、今の皆さんのご説明の中に、技術・契約によるエンフォースメントの選択肢が増えるということがいいという趣旨だったと思うんですが、もともとは技術・契約によるエンフォースメント、それから制度等によるエンフォースメントのいろいろな選択肢を並べて、どういうものがこれから2011年に向けていいのかというのを検討するというのがミッションだったように思うんですが、こちらの技術・契約によるエンフォースメントの選択肢だけの検討が前回と今回ということになっていて、それ以外のものについてのご検討はワーキングではやっていただけないのかというのを、ちょっとお伺いしたいんです。

【村井主査】 これも私からいったんお答えして、もし補足あるいは修整があればお願いします。前々回ご報告しましたように、まず技術での可能性について検討を行い、議論をした上で、制度としての検討を行う必要があれば検討することになっておりますので、まずは最初に、技術的な検討の中でどのように対応できるかを検討していく。という順番で検討させていただきたい、という認識で現在技術検討ワーキンググループは進められていると、私は理解しております。

【長田委員】 それでは、それで、技術においても、2枚目のワーキンググループの検討状況のところにあるように、色々なことがあるので制度による対応も考えなきゃいけないというふうに書いてありますが、地上波のデジタル放送に関して、何か制度的な対応、つまり非常に悪いことをした人をちゃんと捕捉できる制度があれば、技術・契約による何かエンフォースメントは不要のように私には読めますということ、一つ申し上げておきたいと思います。

2枚目の紙のほうに、検討状況で鍵が盗まれる、漏洩する可能性があるということが書いて

てあるんですが、B-CASの場合にはその可能性はないと1枚目にそのことが書いていないので、それはそういうふうに分けて書いてあるのか。ワーキンググループでの検討状況は1枚目からずっと並べて読んでいくべきもので、2枚目のほうにもノートPCや携帯電話や浴室TVの可能性の話とかというのもあったり色々するので、みんなに共通するものとして続けて読むのが、ちょっと私にはわからないんですが、2枚目のほうだけに非常に鍵の漏洩の心配があるということなのかということのも、ちょっと教えていただきたい。

【村井主査】 これはいかがですか、どなたか。

【藤沢委員】 今のを私のほうからちょっと補足的に説明しますと、1枚目と2枚目でも、純技術的にはどちらでも鍵の漏洩というのはあり得るのだらうと思います。それは先ほど関さんのほうからありましたけど。ただ、その難易度といいますか、どれぐらいの難易度で漏れるかということで比較すると、やはり(1)よりも(2)のほうが漏れやすい方式になってしまうということで、さらに※で書いてあるような要求が要求条件として出てくる、そういう理解です。

【長田委員】 すみません。それで、追加して申し上げておきますが、いずれにしろ2011年までに——河村さんもおっしゃっていましたが、残っている世帯の50%の人たちに地デジ対応をしてもらうのに、経済的な理由や、知らないとかわからないとかという理由とともに、そういう気持ちにならない、という人たちもいっぱいいると思うんですね。そういう人たちに地デジ対応しようと思わせるようなメニューが出てこない限り、本当に2011年は迎えられないんじゃないかなとすごく思うので、ぜひ本当にその一人一人のユーザーの気持ちに立った検討をしていただきたいと思います。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは、高橋委員、お願いいたします。

【高橋委員】 たくさんの議論を重ねていただいたということで、前回よりは選択肢という点で前進していると感じます。ワーキンググループで早期に検討、迅速な結論ということをお願いしてきた訳なんですけれども、ダビング10のときを思い出しても、3月ぐらいにけっこう新しい流れができて、でも4月はじめにはもう結論を得ないと、6月の報告書に盛り込めない、2011年7月にはどう考えても間に合わないだろうというわけで、今回もこの選択肢の拡大というのをどういうふうにみんなが受け取るのかというところが、私は非常に重要だと思っております。

放送事業者さん、例えば関さんからは、2枚目が好ましい、2枚目を拒否する理由はないと、ちょっと奥歯に物が挟まったような表現が伺えましたし、藤沢委員からはニュートラル



なスタンスでという形で、これけっこう消費者のことを考えていただいているのかなと思っただんですが、メーカーの田胡委員は、選択肢が増えるのは歓迎すべきというようなコメントだったと思うんですけど、増やす側の人が歓迎すべきというのはどういうことなのかなと、私はちょっと考え込んでしまったんですね。で、また1枚目の現行方式での小型化とか事前実装とかという前進に対する評価のほうが強く受け止められたのです。

ですが、今まで河村委員、長田委員がおっしゃいましたように、消費者が期待していることというのは、新たな選択肢というのはストレスなく、利便性の問題もありますけれども、やはり低価格な受信機が普及するということに非常に強くあるのだと思います。ところが以前の会議が終わった後、メーカーの方たちの中にはわざわざつかまえてくださり、現在はほとんど三波共用で、新たな選択肢の検討そのものは意味ないんだみたいなご意見でした。三波共用が当然であるというのがもしもメーカーの皆様方の考え方であれば、これは3月4月に山が動くということはないのかなと。もうこうなるとアナログ停波は非常に難しいのかなというのを、私は現実的に今感じているということをお願いしたいと思います。

三波共用があることは結構ですけど、これしかないというのは消費者にとっては非常にアンハッピーな状況でございまして、いくらそれが小型化されようが事前実装されようが、押しつけ販売、抱き合わせ販売に近いようなものを買わなければいけないことになってしまうので、ライフラインとして地デジで無料の基幹放送、それを聞くために、嫌だけれども買いかえなければいけない国民の気持ちというものに、私は、この会議はきちんと応えなければいけなと思っております。

ですので、選択肢として、現行方式と、それから2枚目の(2)のB-CASとは異なる方式ということを示していただいたことには非常に意味があると思いますけれども、選択肢のうち、コンテンツ保護に係るルールを遵守するもののすべてに対しRMPに係る仕様の開示を制限しない、これをきちんと早くやっていただいて、新しいすぐれた商品を製造販売する事業者が市場に参入できるような環境づくりをいち早く進めていただく必要があると思っております。選択肢というのは事業者も選ぶ訳ですし、消費者も選ぶということなんですけど、もし事業者の方々、ここにはJETAの会員の方々、色々な名だたるメーカーがご出席になっただけならいい訳なんですけれども、まさかみんながB-CASがいいからもう他の方式はやらないということがあるのだとしたら、大変に問題だと思います。ここまで進んでいるのであれば、そうしたメーカーの中から、消費者の方を向いて抜け駆けをして、いい意味での抜け駆けの競争をして、B-CAS以外の選択肢をつくっていただくことを私は期待して

おります。

これをやらない限りは、厳しい言い方で申し上げれば、以前にも申し上げましたけれども、独占禁止法に抵触すると思います。私は独占禁止懇話会のメンバーでございますので、どう考えても今のままでのB-CASをこのまま進めて、地デジへの移行にこのまま行くということはありません。せっかくご検討していただいていい結論を得たわけですから、(2)がきちんと進んで、消費者が喜んで得られるような形にさせていただく、これが2011年7月に円滑に移行できる最低の条件だと私は思います。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。

【田胡委員】 ちょっといいですか。ちょっと私の発言で誤解があって、表現が下手で申し訳ありません。私は三波共用の話はしてなくて、ここに出ていますB-CAS方式のB-CASという意味はいわゆる地上専用機の話だと理解しているんですけど、そうですね。

【高橋委員】 すみません。私は田胡委員のご意見に対して三波共用と申し上げたのではなくて、メーカーの中でこういう検討をしていることに対して、そもそもが三波共用しかないような状況なのだからやっても無駄だみたいなことを外野でおっしゃっていると。

【田胡委員】 あ、そういうことですか。失礼しました。

【高橋委員】 そういうものがたくさん聞こえてくるというふうに申し上げたんです。すみません、いろいろ聞こえてくるものですから。

【田胡委員】 そうですね。誤解があるといけないので。B-CASを含めて、これは全部地上デジタル専用機の話でありまして、したがって物理的なB-CASから、ソフトウェアのように全くモノがない、いわゆる実装上非常に楽なものになれば、地上デジタルの普及に対して大変前向きなことができるのではないかということをつつもとでありまして、三波共用云々というのは、くどいようですけど、一言も言った覚えはありませんので、よろしくお願ひします。

【村井主査】 私からも加えると、田胡委員がおっしゃっているストーリーでこのペーパーができております。しかも、前提は地上波の受信という中でこれだけの選択肢があるということ。それから前回、高橋委員も含めてご指摘いただいたような仕様の開示など、そのようなことで議論が進められたと私も理解しております。

それでは、椎名委員、お願いいたします。

【椎名委員】 まず、この検討委員会での権利者の基本的なスタンスを、改めて確認的にちょっと申し上げておきたいんですけど、こういう問題を考えていく場合に、やはり消費者の利

便性というのがいかに重要であるかということをお我々も理解しているわけでありまして、だからこそ我々もこの場所に座ってダビング10等についても真剣な議論を行ってきたところでもあります。

こういう議論の中で、今日も出ておりますけれども、日本だけが無料地上放送に特殊なコンテンツ保護方式を採用していると、世界標準ではないということがよく言われているんですけど、しかし一方で、諸外国と比較した場合に、視聴者全体の68%に上る人たちが無料の地上放送を直接視聴しているというのは極めてまれな状態でありまして、これは取引市場ワーキンググループで出てきた資料を見ながらお話をしているんですけど、ほとんどの先進国においては有料のケーブルテレビによる視聴が5割から8割以上を占めていると。その部分を、幸せなことに我が国では広告モデルによる無料放送が支えているということになる訳ですけど、外国では有料で見られているようなクオリティーの番組が日本では地上波で流れている訳であって、無料の地上放送でありながら、諸外国の有料放送に匹敵するコンテンツ方法が施されているということは、不思議はないのではないかというふうにも言えるんじゃないかと思えます。

ここで大きな誤解が生まれてしまうんですけど、広告モデルによって無料で視聴できるということと、その番組自体の価値がない、価値が安いものであるというのはまた別な話な訳ですね。コンテンツというのはただでは制作できないし、そこにはやっぱり対価とインセンティブが必ず必要になってくる、当然ながらコンテンツ保護も必要になってくるという話なのではないかと思えます。

この会議の名前も、「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」ということで、コンテンツの流通促進ということが言われ、放送番組のオンデマンド配信が始まろうとしている訳ですけど、一体何人がお金を払ってまで見ようと思うのか。もともと無料で放送されているものを、そしてまた下手すれば、違法に複製されてアップロードされたコンテンツをダウンロードすることができるかもしれないという状況の中で、ただもう1回見るために300円を支払う人がどれだけ出てくるのかということをお、やはり注意深く見ていく必要があるのではないかと思えます。

ダビング10以降ということになるんですけど、コンテンツ流通をめぐる昨今の議論を見ていると、もう怒るということを通り越してあきれ果てる——これどこかで聞いたような言葉ですけど、そういう実感を持っています。ネット権、ネット法の議論については、放送番組の流通ということに焦点を絞ってきておられるようなんですけれども、今申し上げた、地

上放送の無料モデルの特殊性の問題でありますとか、非正規複製物の横行の問題とか、二次利用のビジネスを阻害する、収益を上げることが阻害するような、そうした要因には一切目をつぶって、ただひたすら著作権許諾権が利用を阻害しているという議論を繰り返しているに過ぎない訳ですね。当然ながら、こういう提案の行き着く先にはコンテンツ創造のサイクルの完全破壊が待っている訳で、こんな提案は視聴者からも到底支持されることはないというふうに考えています。

補償金問題もしかりですね。合法非合法を問わずパソコンというものをハブにして自由自在に複製されたコンテンツが、家庭内にもある、またネットを通じて全世界に蔓延している状況があります。そういうある種のコンテンツの飽和状態の中で、更なるコンテンツ流通促進を言うことの矛盾についてもっと検証されるべきであろうと思うし、またそうした飽和している状態と、一体どうやってつき合っていくのかという根本的な議論について、もはや避けて通れないところまで来ているのではないかと考えます。

そういう意味においては、極めて中途半端な妥協の産物であった補償金制度に関する文化庁提案というものが、基本的には不調に終わったことはむしろ歓迎すべきことではあるにせよ、ダビング10の実施に当たって述べられた対価の還元については、平成20年7月4日のダビング10の実施の後半年間が経過した今もまったく約束は果たされていない状況にあります。ダビング10の早期実現のための環境整備として鳴り物入りで報じられたブルーレイディスクの指定についても、アナログ放送を録画するブルーレイディスク以外は認めないというおかしな主張が、とあるメーカーさんによってされまして、それが半年も議論が進まなかった理由であるというふうなことも明らかになっています。アナログ放送をブルーレイディスクに保存する人がいったいどこにいるんですか。

仮にそういう主張がメーカーの主張としてあるにせよ、中立的であるべき経済産業省がそれを鵜呑みにして、何やら怪しげな文書を文化庁から取っていたと、その文書を暴いてやるというふうなことで、今度はメーカーがそれをウェブに公開してというふうなことをしているようですけど、一体いつまでそういう不毛な蹴り合いのようなことを続けていくんでしょうか。補償金の問題を根本的に解決すべきなんじゃないでしょうか。補償金制度というのは、デジタル方式での複製が権利者に与える影響が無視できないという点と利用者の利便性を守るという、その2つの点を調整するために設けられた制度でありまして、そこは議論の余地がないと思うんですね。それに対して、アナログ放送からの複製に限定すべきであるというものの主張を繰り返すことのおかしさが、この際、もっと世間によく知れ渡る必要が

あると思います。

経済産業省、今日もお見えですけれども、経済産業省というのはメーカーだけではなく、メディアやコンテンツを所管する役所でもあって、またそういう立場にあるからこそ、だれよりもこの問題を解決すべき責任と、またその当事者性をお持ちであると思うんですけれども、一向にその気配はなくて、ただメーカーの言いなりになって権利者に幅寄せをしているばかりであります。

その担当課長がこういう発言をしているんですね。コンテンツ産業が儲かりたいから政府も支援しろというだけでは、その辺のあんちゃんが、「僕は大事だから支援してよ」と言うのと同じであると。ソフトパワーを支えるクリエイティブの現場はどれもみんな下請である。資金調達も販促活動も自分でやらずに発注だけを待ち、当たるかどうかのリスクは取る、これは普通のビジネスセンスでいえば、研究開発はやるけれど事業化に向けた販促活動はしません、資金調達もしません、でも僕に開発費は下さい、なんで君たちはそんなに冷たいんですかと言っているのと同じだと。ビジネスリスクを取って努力するということをコンテンツ産業はしてない。制作費は投資を集め、努力をしてきたか。制作側は投資を集める努力をしてきたか。資金調達はしない、販促活動はしない、当たる当たらないリスクは取るけど、そこまで全部おんぶにだっこの状態なのに、一方で権利を取られるとかがちゃがちゃ文句を言って、どっちもどっちであるというようなことを、メディアコンテンツの課長が言っている。また、あろうことか、コンテンツ産業を興行師になぞらえて、黒いやつも灰色なやつもいるというふうなことをおっしゃっている。

これは経済産業省のメディコンの課長が、この2月2日に慶應大学で開かれたシンポジウムで実際に発言した内容でありまして、ネットに載っております。コンテンツに対してこういう見識を持った経済産業省によって、ブルーレイディスクの制度指定に関する文化庁の政令案がこれからどのように蹂躪されていくのかということについて、これが広く世の中に明らかになればいいというふうに思っています。

その上で、この国のコンテンツにかかわるルールづくりや流通や産業振興ということについて、きちんと当事者能力を持っている関係者だけで話し合いができる場所が形成されていくことを心から期待したいと思いますし、その点でこの検討委員会には今後も大きな期待をしているということを申し上げておきたい。補償金制度によらない対価の還元ということについても、これまで事務局から案にもならない、愚にもつかない案を幾つか見せていただいた訳ですけれども、まあ、お話にならない。まあ、事務局には今後も期待したいですけれども、

あまり当てにならないということからも、もっと中身のある提案を、ぜひこの検討委員会の委員の方々にもしていただきたいというふうに思います。

ちょっと脱線が長くなってすみません。最後に技術検討ワーキンググループでの検討について申し上げておきたいんですけど、新聞報道等でもB-CAS社による一元化が競争を制限しているとかという問題提起もされていますし、先ほど来、視聴者の方々からも色んな指摘がされている以上、早期に真摯に改善案をまとめるべきだなという点では、我々権利者も同じであります。ここでまとめられているチップにせよソフトウェアにせよ、あくまでもこれはスクランブルということを前提にした選択肢ということなんだと思うんですが、そこで制度も含めて検討をしていることなんでしょう。これも繰り返になるんですが、スクランブルを外すということについて権利者が同意をする訳はないということが再三言われてまして、そういうことをおっしゃっているメーカーさんがいるようですけれど、我々はスクランブルがない選択肢も見てみたい、スクランブルも取っ払ったところで、先ほど来、エンフォースもない世界というふうな表現がありましたけれど、スクランブルがない世界で制度だけでどこまで行けるのかというふうな選択肢も含めて、見せていただきたいと思います。権利者がスクランブルを外すことは同意しないという思い込みだけは、是非やめていただきたいと思います。以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。堀委員、お願いいたします。

【堀委員】 経済産業省は私どもの団体の所轄の役所でございますので、黒だか灰色だかの代表に私はなるんでしょうけど。

1点だけ。先程の、日本と諸外国はビジネスモデルが違うというお話をもう1度確認させていただきたいんですけど、オバマ政権になると、地デジをいったん延期してEPNになるんだというようなお話がありましたが、これエンフォースメントがない訳じゃなくて、もし仮に3大ネットワークの番組をダビングして売ったということになると、多分、売った人間には何十億という損害賠償が請求される、そういうエンフォースメントがあるんです。それが今までのアメリカのエンターテインメントの世界を支えてきたんですね。

それを考えたとき、日本の地上波の無料放送というのはほとんどが日本語で見ている、国境を接しないで、電波があちこちの国から飛んでこない国で、1つの言語でほとんどつくればよかった。民放ができて55年間。アメリカの場合には、ほとんどこの30年40年、同じ編成でやっているんですね。ですから地上波の放送は面白くないですよ。朝はクイズ番組、昼はメロドラマ、夜はプライムタイムはドラマとかスポーツと。それで飽き足りない人がケ

ケーブルを見て行って有料のケーブル放送が伸びていったという現実もあるんですね。NBCもCBSもCNNもそうですけど、ニュースの放送のチャンネルは別にケーブルでやっております。ですから日本の地上波の無料放送とマーケットを同じにしてやるというのは、ちょっと議論としてはこの場で出すべきではないんじゃないかな。

ですから、それにかわる権利保護のシステム。ここにいる皆さんは権利者あるいはクリエイターに対して対価の還元をしましょう、リスペクトしましょうということの合意があって、ダビング10というのを暫定的に我々は受け入れた形になっておりますので、もしEPNと——まさか今ごろEPNという言葉が出てくるとは夢にも思わなかったんですけども、そういう方式をお望みなんだったら、どうかリスペクトの対案も同時に出していただきたい。でないと、2011年に経済的に地デジが見られない世帯が出る。それもよくわかります。ただ、現状では見せるものをつくれないうちもある。もう何度もここに制作会社の皆さんいらっしゃいましたけれども、とても新しいものをつくっている余裕がない。流通させようにも、多分これから先、流通に足るソフトが本当にできるのかどうか。

そこまで、こういう技術的なこと以外でも、もうちょっと真剣に皆さんに考えていただきたいんですね。B-CASだけに限った話じゃなくて、その先のコンテンツのあり様まで考えてほしい。でないと、とても夢のある状況じゃなくなりますので、どうかそれは。消費者の皆さんも一緒に我々も考えておりますけれども、どうにも対案が出ない。放送局の皆さんとも、どうやったらいいかと考えていますけど、まったく出てこない、今の状況では。メーカーさんをお願いするにしても、今、補償金、ブルーレイはとまっておりますので、ここはもうなしで考えて今まで半年やってきましたので、対価の還元とリスペクトということの中にこのB-CASが入っているんだということを、もう1回再認識していただきたいと思います。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。浅野委員、お願いいたします。

【浅野委員】 前回から見れば、今回、技術・契約によるエンフォースメントの在り方についての課題も整理もされ、しかも4つのオプションについてより検討が深まったということに対しては、技術検討ワーキンググループでの検討に努力された方々に感謝したいと思います。

私はIT産業に所属している関係上、ソフトウェア方式が確かに一番スマートであると思います。しかし、当然のことながら、利便性は格段に向上するかもしれませんが、逆に今度は、不正なコピーに対してどうやって防いでいくかというリスクも高まることとなります。だから、どのように対応していくかということも、非常に重要になってくると思うんですね。

その中で、まず、悪いことをするやつというのは必ずいるんだという前提に立つことが必要だと思います。その前提があって、IT産業ではセキュリティホールを潰すという作業を繰り返しています。ワーキンググループではこのような観点から更に検討を進めていただきたいと思います。そのような人たちへの対応としては、制度的なエンフォースメントで対応すると書いてあって、それはそれで分かるのですが、もともと技術・契約によるエンフォースメントというのは、どういうオプションを取ろうとも、全部スクランブルをかけた方法であるということにおいては同じはずです。もともと技術検討ワーキンググループが何故作られ、何を検討するかといった時に、私の理解では、このような技術的な方式を検討することも一つだが、もう一つ、制度的なエンフォースメントを検討するというミッションがあったはずで、技術・契約によるエンフォースメントというのは非常に複雑な問題であるため、今はこれに集中して議論されているかもしれませんが、制度的なエンフォースメントというものは是非検討していただきたいと思います。

制度的なエンフォースメントというのは、このような技術的なエンフォースメントをある程度補完するような形での制度的なエンフォースメントという形だけでなく、スクランブルをかけないという前提においての制度的なエンフォースメントということも、その検討課題の中には当然あるでしょう。先ほど堀委員がおっしゃいましたが、ものすごい額の罰金と、不正コピーをする人たちに対して、それを見つけ出すためのコストもものすごくかかることを想定しなければなりません。ハリウッドがそのためにどのくらいお金を使っているかという話にも関係してきますが、今度はそうした別の課題がたくさん出てくるはずで、

この委員会は、ワーキンググループにおいて関係者が議論を深め、課題などが出てきた時に、それをどう解決したらよいかということ議論するために待っていると理解しています。その観点からも、技術・契約によるエンフォースメントに対してさらに検討を深めていただくのと同時に、制度的なエンフォースメントについても是非検討していただき、この場に持ち込んでいただければと思います。

【村井主査】 ありがとうございます。

それでは、その他のご意見、あるいは今までのご発言を聞いた上で、改めてのご意見を含めまして、いかがでしょう。藤沢さん、いかがですか。

【藤沢委員】 今の浅野委員のご発言が非常に示唆に富んでいるというふうに私も思いました。技術検討ワーキンググループの検討結果がとても皆様にご理解いただいたなという感じがしています。



今おっしゃられたように、2ページ目の下、ただし書きのところに、技術的なエンフォースメントは基幹放送の地デジにとっては不向きであるというふうに書いてありますけど、これは要するに、先ほどちょっと申し上げましたけれども、(2)の方式による場合、すなわちルールを遵守する人たちに仕様を開示するというやり方の場合、とりわけこういう心配があるので、それを補完するための技術的なエンフォースメントではなくて、制度的な措置が必要であるというようなことを言っている訳です。このことと、先ほどおっしゃられたように——これはあくまでもスクランブルをかけたものとしてのやり方、そのもとでの制度的な措置ということですから、さらにスクランブルをかけることなくできるやり方というのは、これは当初、当委員会の議論の中で、この後議論すべきだというような宿題をいただいているように私は認識しているんですけど、ですからそれはやらなきゃいけないと。

で、それはやらなきゃいけないんですけども、そのときに私が考えていますのは、ちょっとこれは難しい話かもしれませんが、技術、あるいは今言っている純粋な制度のほうですね、にかかわらず、いわゆるエンフォースメントという概念と、それからこれもおっしゃられましたけれど、悪い人が出てきたときに叩くというのは、少なくとも技術の場合は、これは別のものとして考えられる訳です。エンフォースメントは技術・契約でやっていきますけれども、それ以外の、悪いことをした人を叩くというのは何か他の制度的な役割が必要だろうという、そういう整理。それを制度的なエンフォースメントの一つで、スクランブルなしでやるといった場合に、いわゆる今までエンフォースメントとして整理していたものと、悪いことをした人を叩くということの両方をどういう形で整理して実現していくのかというところが、これからの議論のポイントといいますか、重要なことなんじゃないかなと思っております。そういう観点で技術検討ワーキンググループの中で私も検討に参画していきたいなと思っています。

以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。関委員、いかがですか。

【関委員】 はい、まったく今の藤沢さんと同意見です。

【村井主査】 ありがとうございます。その他いかがでしょうか。今、色々な方にご発言いただいたように、本日の報告そのものは、あくまでも技術検討ワーキンググループで検討中の中間的報告です。今ご指摘があった点、それからご議論していただいたことを踏まえ、技術検討ワーキングに持ち帰って引き続き検討を深めることが使命となります。今日、改めてご指摘いただいたいろいろな宿題が、今後開催する技術検討ワーキンググループにはあるとい

うことです。一方、時間が限られていることに関しても高橋委員からもご指摘いただきました。とりまとめに向けた検討として進めることが必要だと思います。

委員の方、あるいはワーキンググループの方にも色々なご努力をいただき、時間も割いていただいている中で、更にこの検討を続けていただきたいと思いますので、是非よろしくお願いたします。検討結果は、また委員会でご報告をさせていただきます。

その他何かこれだけは言うておかないと、ということはございますでしょうか。

【元橋オブザーバー】 私は皆さんの意見を聞きながら、それぞれのお立場からの非常にもっともなご意見だと伺っていました。

特に高橋委員からご指摘のことはほぼまったく同感でして、選択肢を拡大するためには、（１）だけではなくて（２）ももっと真摯に検討しなさい、あるいは（２）以上の「制度」のこともちゃんとこれからやっていかなきゃいけない、というご意見は、おっしゃるとおりだと思います。

ただ、その中で、メーカーの方が（１）だけにこだわっているんじゃないかというようなご指摘ありました。メーカーの委員の方は奥ゆかしいのであえてコメントしなかったのかもしれないませんが、一緒にワーキンググループで検討してしまして、個々の意見では相当激しく対立したり、見解が異なったりする部分はありますが、私は、多分、心あるメーカーの方々には決して（１）だけにこだわっているわけではなくて、（２）の選択肢の拡大というのも真摯に検討されていると思います。まして、こういう不況の中で、できるだけ魅力的な商品をつくって消費者の方に支持されたいということをお考えだと思いますから、多分それぞれのメーカーの方はいい意味で抜け駆けをして…、ということをおみんな考えているんじゃないかと思います。ですから、私は高橋委員がおっしゃったご意見はまったく同感ですけれども、ご心配の部分は杞憂であろうと信じていますし、そうであってほしいと思っています。

【村井主査】 ありがとうございます。その他よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。それでは、本日の議論はここまでとさせていただきます。本日この委員会でご指摘いただいた点、それからこの委員会の周辺でも色々なことをご指摘いただいています。そうしたことを含めまして、ご意見を事務局にお伝えいただければと思いますので、それを元にまたワーキンググループやこの委員会の準備を進めさせていただきます。私からは以上ですが、事務局から何かございますでしょうか。

【小笠原コンテンツ振興課長】 それでは、技術検討ワーキンググループの進捗状況にもよりますが、次回、エンフォースメントに関する議論の委員会でございますけれども、3月末か4

月上旬に再び開催をさせていただきたいと思います。

また、検討課題の整理によりますが、エンフォースメントの議論の前に、3月中に1回、取引市場にかかわる検討ということで委員会を1回開催させていただくことを検討しておりますので、スケジュール調整がつき次第、お知らせをしたいと思います。以上でございます。

【村井主査】 それでは、以上で本日の会議を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。